

第11号議案

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、
次のように制定するものとする。

令和4年2月28日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

休日以外の日において、急病患者に対する応急の医療を行うことができるように
するため提案する。

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市保健医療センターの設置及び管理に関する条例（平成6年蒲郡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項に定める目的のほか、市長が必要と認めるときは、休日以外の日においても、急病患者に対する応急の医療を行うことができるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。